

アルコール検知器導入助成金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、一般社団法人千葉県トラック協会（以下「千ト協」という。）の会員事業者（以下「事業者」という。）が、アルコール検知器を導入した場合、当該装置取得価格の一部を助成することとし、飲酒運転根絶に向けた意識改革とともに、点呼時における体内アルコールの有無確認の徹底を図ることを目的とする。

(助成対象者)

第2条 助成対象者は、会費の未納のない事業者とする。

(助成対象装置)

第3条 助成対象装置は、アルコール検知器協議会が認定するアルコール検知器とする。
但し、公益社団法人全日本トラック協会から助成を受けた装置は対象外とする。

(助成対象)

第4条 助成対象は、令和6年2月1日から令和6年12月末日までに、新たに助成対象装置（中古品・レンタル品を除く）を導入したものとする。
但し、新規入会事業者は、入会日から令和6年12月末日までに導入したものとする。
なお、管理・記録に必要なパソコンや携帯電話等の導入費用、装置導入に伴う継続費用（マウスピース等の消耗品費用、通信・通話料、保守料等）は含まないものとする。

(助成金額及び助成制限台数等)

第5条 助成金額は、一事業者当り当該装置取得価格（千円未満切り捨て、消費税を除く）の範囲内で上限50,000円までとする。
但し、助成対象の装置台数は、一事業者当り被牽引車を除く当該年度上期会費請求台数までとする。

(助成金の交付申請)

第6条 助成金の交付を受けようとする事業者は、「令和6年度アルコール検知器導入実績報告書」により、令和7年2月6日午後5時までに申請を行うものとする。なお、郵送による申請の場合は、令和7年2月6日必着とする。
但し、千ト協は当該年度の予算に達した時点で申請受付を予告なく終了する。
2. 前項の申請には、千ト協の定める必要書類を添付するものとする。

(助成金の交付)

第7条 千ト協は、助成金交付申請があった場合は、その内容を審査し、妥当と認められる場合には、助成金を交付するものとし、交付日は別表に定める。

(助成金の返還)

第8条 千ト協は、次の各号のいずれかに該当するときは、事業者に対し既に交付した助成金の全部もしくは一部の返還を命じることができる。

- 1) この要綱その他千ト協が定める事項に違反したとき
 - 2) 虚偽その他不正な手段により助成金の交付を受けたとき
2. 前項により返還を命じられた事業者については、千ト協が行う助成事業すべてに係る申請は、原則として、当分の間、受付を行わないものとする。

(機器の処分制限)

第9条 事業者は、交付対象となった装置が導入の日から起算して1年を経過するまでの期間は、譲渡、交換、廃棄、他用途への転用、貸付又は担保に供してはならない。

但し、あらかじめ千ト協の承認を得た場合はこの限りではない。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほかに、その運用に関して必要がある場合には、会長が別に定めるものとする。

(附 則) 本要綱は、令和4年4月1日より実施する。

(一部改正) 本要綱は、令和5年4月1日より実施する。

(一部改正) 本要綱は、令和6年4月1日より実施する。

【別表】申請受付日別助成金交付日

申請受付日	交付日
6月～7月	当該年度 9月末
8月～10月	当該年度 12月末
11月～12月	当該年度 2月末
1月～2月	当該年度 3月末